

## 小城市物価高騰対応くらし応援券交付事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、原油価格や物価の高騰等の影響を受けている市民及び事業者（コンビニエンスストア及び大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第2条第2項で定める大規模小売店舗以外の事業者で、取扱事業者として登録した市内店舗等）を支援するために交付する小城市物価高騰対応くらし応援券（以下「くらし応援券」という。）の交付について、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 特定取引 くらし応援券が対価の弁済手段として使用される物品（有価証券、前払式証票その他これらに類するものを除く。）の購入若しくは借受け又は役務の提供をいう。
- (2) 特定事業者 特定取引を行い、受け取ったくらし応援券の換金を申し出ることができる事業者として登録された者をいう。

(交付対象者及び交付代表者)

第3条 くらし応援券の交付対象者（以下「交付対象者」という。）は、令和8年4月1日（以下「基準日」という。）において、市の住民基本台帳に記録されている者（基準日以前に、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条の規定に基づき住民票を消除されていた者で、基準日時点において、日本国内で生活していたが、いずれの市区町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、基準日後初めて市の住民基本台帳に記録されることとなった者を含む。）とする。

- 2 交付代表者は、その者の属する世帯の世帯主（ただし、当該世帯主が基準日以降に死亡した場合において、他の世帯構成者（世帯主及び世帯員をいう。以下同じ。）がいる場合には、その中から新たに当該世帯の世帯主となった者（これにより難しい場合は、死亡した世帯主以外の世帯構成者等のうちから選ばれた者））とする。

(くらし応援券の額)

第4条 くらし応援券の額は、交付対象者1人につき10,000円とする。

(交付対象者リストの作成)

第5条 市長は、物価高騰対応くらし応援券交付事業の実施に当たり、交付対象者、交付代表者ごとのくらし応援券の額、住民基本台帳における住所等を掲載した交付対象者リスト(以下「リスト」という。)を作成し、これに基づき交付を行う。

(くらし応援券の交付方法)

第6条 市長は、リストに基づき、交付代表者に対し、くらし応援券を郵送により交付する。

(くらし応援券の使用範囲等)

第7条 くらし応援券は、特定事業者との間における特定取引においてのみ使用することができる。

2 くらし応援券の使用期間は、発行の日から令和8年10月31日までの間とする。

3 特定取引に使用されたくらし応援券の券面金額の合計額が特定取引の対価を上回るときは、特定事業者からの当該上回る額に相当する金銭の支払は行われぬものとする。

4 くらし応援券は、転売、譲渡及び換金を行うことができない。

5 くらし応援券は、交付された本人又はその代理人若しくは使用者に限り使用することができる。

6 くらし応援券は、次の各号に掲げる物品及び役務の提供を受けるために使用することはできない。

(1) 不動産や金融商品

(2) たばこ

(3) 商品券やプリペイドカードなどの換金性の高いもの

(4) 国税、地方税や使用料などの公租公課

(特定事業者の登録等)

第8条 市は、別に作成する募集要項を公示して特定事業者を募集し、応募した事業者を登録の上、当該特定事業者に特定事業者登録証明書を交付する。

(特定事業者の責務)

第9条 特定事業者は、特定取引においてくらし応援券の受取を拒んではならないこと、くらし応援券の交換、譲渡及び売買を行ってはならないこと、市と適切な連携体制を構築すること、その他前条の募集要項に定める事項を遵守しなければならない。

2 市は、特定事業者が前条の募集要項に反する行為を行ったときは、当該特定事業者の登録を取り消すことができる。

(くらし応援券の換金手続)

第10条 市は、特定取引においてくらし応援券が使用された場合は、特定事業者に対し、その券面金額に相当する金銭を支払うものとする。

2 前項の場合において、特定事業者は、市が別に定める換金機関に、第8条の規定により交付を受けた特定事業者登録証明書を提示するとともに、令和8年10月31日までの特定取引において受け取ったくらし応援券を提出して、券面金額での換金を申し出る。

3 換金の方法は、特定事業者の預金口座への振込の方法による。

4 特定事業者は、換金機関に対し、令和8年11月30日までにくらし応援券の換金を申し出なければならない。ただし、市長が必要と認める場合は、この限りでない。

(くらし応援券に関する周知等)

第11条 市長は、物価高騰対応くらし応援券交付事業の実施に当たり、事業の概要について、広報その他の方法による住民への周知を行う。

(不当利得の返還)

第12条 市長は、くらし応援券の交付後であって令和8年10月31日までに当該交付された者が交付対象者の要件に該当しない者（以下「返還対象者」という。）であることを把握した時は、把握した時期に応じて、次の各号のとおり対応する。

(1) 返還対象者がくらし応援券を使用する前にあっては、返還対象者にくらし応援券の返還を求める。

(2) 返還対象者がくらし応援券を使用した後については、返還対象者にくらし応援券を使用した額に相当する金額の返還を求める。

(その他)

第13条 この告示に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。